

再生利用者に経費の一部を助成 放棄地再生利用交付金

農地の耕作放棄は、病害虫の発生源やごみの不法投棄、有害鳥獣のすみかになるなど、地域の環境に悪影響を与えています。

国や県では、耕作放棄地を所有者に代わり再生利用する方を対象に、一定の条件を満たした場合、再生作業の経費の一部を助成しています。

主な要件

- ・ 農業委員会の農地調査で耕作放棄地とされた農地
- ・ 10a当たり10万円以上の再生経費を要する作業
- ・ 再生後、5年以上の耕作をすること

助成内容

- ・ 再生作業・土づくり
10a当たり 75,000円(上限)

◆問い合わせ

産業振興課振興班 ☎84-1215

◆申請・問い合わせ

福祉課社会福祉班

☎(84)1257

減免 持参するもの

印かん・保険証

対象施設

光B&G海洋センター(プール・2階健康ルーム)、光
しおさい公園テニスコート、ふれあい坂田池公園陸上競技場
スコート、ふれあい坂田池公園陸上競技場

◎施設使用料の減免

対象施設の個人使用料の一部を免除します。

持参するもの

※事前申請が必要で、一定の所得制限があります。

を助成します。

◎医療費の助成

医療機関等で支払った自己負担額から、一部負担額を差し引いた額

を対象となる期間は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までです。

ひとり親家庭の父または母とその児童に対し、医療費等の助成や施設使用料の減免を行っています。

ひとり親家庭等医療費等助成・施設使用料の減免

県・町では、45歳未満で農業を始めようとする方を応援します！ 青年就農給付金

●就農前に研修する方へ 青年就農給付金(準備型)

県立農業大学校や県が指定する先進農家・先進農業法人等で1年以上研修を受け、給付の要件を満たす方が対象です。

給付額 年間150万円(最長2年間)

◆問い合わせ 山武農業事務所企画振興課 ☎0475-54-1122



●ご自身で農業を開始する方へ 青年就農給付金(経営開始型)

新規に農業を始めてから経営が安定するまでの方で、次の要件を全て満たす方が対象です。

- ①独立・自営就農時の年齢が、45歳未満であり農業経営者となることに強い意欲があること
- ②独立・自営就農であること
 - ・ 農地の所有権、または利用権を給付対象者が有していること
 - ・ 機械、施設を所有、または借りていること
 - ・ 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引すること
 - ・ 農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳と帳簿で管理すること
- ③独立・自営就農5年後には、農業で生計が成り立つことが実現できる青年等就農計画であること
- ④町が作成する「経営再開マスタープラン」に位置付けられていること、または農地中間管理機構から農地を借り受けること
- ⑤生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給がないこと、また「農の雇用事業」による助成を受けたことがある農業法人等でないこと

給付額 年間最大150万円(最長5年間) ※前年の所得に応じて給付金額が変動します。

◆問い合わせ 産業振興課農政班 ☎84-1215